

市第 143 号議案

横浜市後期高齢者医療に関する条例の一部改正

横浜市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年 2 月 16 日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

横浜市後期高齢者医療に関する条例（平成20年 3 月横浜市条例第 11号）の一部を次のように改正する。

第 3 条に次の 1 号を加える。

- (5) 法第55条の 2 第 1 項又は同条第 2 項において読み替えて準用する法第55条第 1 項若しくは第 2 項の規定の適用を受ける被保険者であって、法第55条の 2 第 1 項各号に該当するに至った際国民健康保険法（昭和33年法律第 192 号）第 116 条の 2 第 1 項又は第 2 項の規定により横浜市に住所を有するものとみなされていた被保険者

附則第 3 項から第 5 項までを削る。

附 則

この条例は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

提 案 理 由

高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴い、本市が保険料を徴収する被保険者を追加する等のため、横浜市後期高齢者医療

市第143号

に関する条例の一部を改正したいので提案する。

## 参 考

## 横浜市後期高齢者医療に関する条例（抜粋）

（上段 改正案）  
（下段 現 行）

（保険料を徴収する被保険者）

第3条 横浜市が保険料を徴収する被保険者は、次に掲げる被保険者とする。

（第1号から第4号まで省略）

- (5) 法第55条の2第1項又は同条第2項において読み替えて準用する法第55条第1項若しくは第2項の規定の適用を受ける被保険者であって、法第55条の2第1項各号に該当するに至った際国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第116条の2第1項又は第2項の規定により横浜市に住所を有するものとみなされていた被保険者

附 則

（第1項及び第2項省略）

（平成20年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の徴収の特例）

- 3 平成20年度における被扶養者であった被保険者（法第99条第2項に規定する被扶養者であった被保険者をいう。以下同じ。）に係る普通徴収の方法によって徴収する保険料の納期は、第4条第1項の規定にかかわらず、同項に定める納期のうち第4期以降とする。

- 4 平成20年度において、被扶養者であった被保険者に係る普通徴収の方法によって徴収する保険料の納期について第4条第2項の規定を適用する場合には、同項中「市長が別に定める」と

あるのは、「10月1日以後における市長が別に定める時期とする」とする。

- 5 平成20年度において、被扶養者であった被保険者に係る普通徴収の方法によって徴収する保険料について第4条第3項の規定を適用する場合においては、同項中「当該年度の最初の納期」とあるのは、「第1項に規定する第4期以降の最初の納期」とする。